

平成29年11月5日 改定

# 役員報酬等に関する規程

## 社会福祉法人三宅島あじさいの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宅島あじさいの会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会へ出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。